

答 申

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学理事長（以下「実施機関」という。）が、平成19年8月16日付け19医大病第85号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成19年8月7日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「物品供給センターの医療材料の入札関係書類（1ヶ月半程前に実施された見積合わせ）」（以下「対象公文書」という。）の開示を求めて公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は対象公文書については保有していないとして、平成19年8月16日付けで、条例第11条第2項の規定により不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 異議申立人は本件処分を不服とし、平成19年10月12日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、対象公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は異議申立書及び意見陳述の内容を要約すると概ね次のとおりである。

- (1) 実施機関においては、平成19年8月1日までは入札により医療材料の仕入れ業者を決定しており、その入札結果や契約状況については開示されていた。
- (2) しかし、実施機関は同日以降の医療材料の取扱いについては、仕入れ・管理・搬送業務の全般を株式会社 に委託したことに伴い、それまで開示されていた医療材料の仕入れに関する入札の状況が開示されなくなった。
- (3) 入札の適正化や積極的な情報公開が叫ばれる中、実施機関による今回の不開示処分は明らかな逆行的措置であり、行政の透明性を確保する情報公開の原則に反し許されない。
- (4) 実施機関の不開示理由は「関係書類を保有していないため開示できない」というものであるが、仕入れ業務を委託した株式会社 は行政業務の代行者に過ぎず、実施機関は発注者として適正な業務委託が執行されているか確認するため、最低限、医療材料の見積合わせ又は入札の関係書類程度は、行政業務代行者に提出を求め、保管すべき義務がある。

第4 実施機関の説明

実施機関が本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書によると次のとおりである。

- 1 実施機関は平成19年8月1日付けで株式会社 〇〇〇〇 と「院内の物品搬送業務及び物流管理システムの運營業務並びに物品の一括調達業務」の業務委託契約を締結し、同日以降の医療材料の調達・納入業務について同社に一任した。
- 2 異議申立人が求める「見積合わせ」とは、上記契約に基づき医療材料の調達・納入業務を履行するため、株式会社 〇〇〇〇 が医療材料業者との間で実施した見積合わせを指すものであるが、実施機関においては当該見積合わせには関与しておらず、対象公文書は保有していないため、文書不存在により不開示決定を行った。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件の請求内容は、平成19年8月以降の医療材料の調達に関する入札関係書類の開示を求めるというものであるが、具体的には一括調達契約に変わる1ヶ半月程前に、株式会社 〇〇〇〇 が実施機関の立ち会いの下に実施した業者選定に係る入札又は見積合わせに関する情報に関し実施機関が取得した文書の開示を求めるという趣旨であると判断される。

2 対象公文書の保有の有無について

(1) 実施機関の不開示決定理由

実施機関は不開示決定理由説明書において、「1ヶ半月程前に実施された見積合わせ」とは株式会社 〇〇〇〇 が医療材料業者との間で実施した見積合わせを指すとした上で、実施機関は当該見積合わせには関与していないため関係書類は保有していないとしている。

このため、審査会では対象公文書を保有していないとする実施機関の主張を確認するため、実施機関に対し不開示理由と異議申立人が指摘する業者選定の見積合わせへの対応について確認するとともに、異議申立人に対し改めて異議申立ての理由について確認を行った。

(2) 審査会による確認

ア 実施機関について

業者選定の見積合わせに立ち会ったと異議申立人が主張する点について、実施機関は株式会社 〇〇〇〇 が実施した業者への説明会に出席したことは認めているものの、物品の調達方法が8月から変更になることを説明後、その場を退席したとしており、退席後のやりとりの内容については把握していないとしている。また、8月の業務委託後においても実施機関は具体的な業者選定方法や選定業者名等の情報については特に株式会社 〇〇〇〇 に提出を求めておらず、把握していないとのことである。

イ 異議申立人について

異議申立ての理由について改めて確認したところ、あくまで発注者の責任として対象公文書を保有していないこと自体が問題であると主張する一方で、実施機関が「対象公文書を保有していない」ことを理由に不開示とした点については「文書の有る無しについて問題にしているのではない」と述べており、異議申立人は実施機関が対象公文書を保有しているか否かについて、その事実関係を争うものではないとしている。

(3) 審査会の判断

審査会において確認したところ、実施機関が対象公文書を保有していないとしたことについてはそもそも当事者間に争いはなく、また、実施機関の不開示決定理由説明書や陳述内容からは、実施機関が対象公文書を保有していることを示す事実は認められないことから、不存在を理由に不開示とした原処分には誤りは認められない。

3 以前まで開示されていた情報が開示されなくなったとの主張について

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、8月1日以降の仕入れ業務を委託したことにより、以前まで公開されていた医療材料の仕入れに関する情報が開示されないのは、行政の透明性を確保する情報公開の原則に反し許されないと主張することから、この点について実施機関に確認したところ、実施機関は次のように主張した。

(2) 実施機関への確認

ア 8月1日以前は指名競争入札を実施して落札業者を決定しており、落札業者と落札の価格については公表していた。

イ 8月1日以降の病院内の物流管理や在庫管理については、いわゆるSPD方式による委託が可能な業者を対象にプロポーザル方式による選定を行い、最終的に株式会社 〇〇〇〇 に決定した。

ウ 業務委託に伴い実施機関の仕入れ先は32社から1社になったが、開示している情報はこれまでと同じであり、8月1日以前だから公表する、以後だから公表しないという区別はしていない。

エ 株式会社 〇〇〇〇 の仕入れ業者や仕入れ価格については、民間と株式会社 〇〇〇〇 の取引に関する情報であるため把握していない。

(3) 審査会の判断

実施機関への納入業者が32社から1社に減少したことにより、相対的にこれまで開示されていた情報が開示されなくなったという印象を与えていることは否めないが、審査会が確認したところでは、実施機関においては8月1日以降の一括業務委託契約による委託先や契約額については公表していることから、手続的には引き続き従前と同様の情報が開示されていると見るのが相当であり、本件処分が従来開示していたものを不開示にした処分であるとは認められない。

なお、異議申立人は株式会社 〇〇〇〇 は行政業務の代行者に過ぎず、実施機関は発注者として適正な業務委託が執行されているか行政業務代行者に提出を求め、保管すべき義務がある旨主張するが、当該主張は実施機関が行った不開示決定処分に係る情報公開条例上の個別具体的な問題点を指摘するものとは言えず、情報公開審

査会の審査の対象とはならない

4 結論

以上、実施機関においては対象公文書を保有していないことが認められ、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件においては、そもそも実施機関が対象公文書を保有していないことについて当事者間に争いはなく、また、医療材料の納入業者の選定に係る情報を把握しその内容を開示するよう求める異議申立人の主張も、情報公開条例上の個別具体的な問題点を指摘するものとは言えず情報公開審査会の審査の対象とはならないものであることに鑑みれば、実施機関においては、自らが行う事務・事業について県民の理解が得られるよう、より丁寧な説明や情報提供等に努められるよう付言する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年10月30日	・ 諮問書受付
平成19年10月31日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成19年11月22日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成19年11月22日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成19年12月11日	・ 異議申立人が不開示決定理由説明書に対する意見書を提出
平成19年12月25日 (第148回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成19年12月26日	・ 実施機関へ異議申立人からの不開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成20年 1月28日 (第149回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成20年 3月 3日 (第150回審査会)	・ 審議
平成20年 3月25日 (第151回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
有我 健司	前 福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長